

先生、教えて!

よく耳にする「ふるさと納税」 興味はあるけど、手続きが面倒そうです。 仕組みや魅力、注意点を教えてください。

「ふるさと納税」根強い人気ですね!納税という言葉が付いていますが、正確には「寄附金」です。住んでいる町、故郷、応援したい町など、日本全国どここの市町村にでも寄附ができ金額も自由。「このお金を町の(こんな)事業に使ってほしい」という思いを込めてするものです。その寄附に対して市町村から特産品などのお礼の品が送られる場合があるというのが「ふるさと納税」です。

寄附したお金は、「寄附金控除」となり、**確定申告をすれば2,000円を超える部分が所得税・住民税から減税されます。**このことから、「2,000円でお気に入りの品が手に入る!」等といわれていますが、本来返礼品は任意です。また、減税額にも上限があり、いくら寄

附しても実質2,000円で済むというわけではありません。とはいっても、地方の特産品が実質2,000円で味わえるとなると嬉しいですね。また、地方を応援することにもなるので、一度使ってみてはいかがでしょうか。

申し込みはパソコンやスマートフォンで簡単にできます。ふるさと納税専用サイト「さとふる」や「ふるさとチョイス」は返礼品の選択や控除額のシミュレーションができるので便利です。また、カード会社がふるさと納税専用のサイトを設けている場合があります。寄附金の支払いを対象のクレジットカードで行くと、ポイントもついて実質自己負担額が下がることがあります。

注意する点は、家族の中で、所得税や住

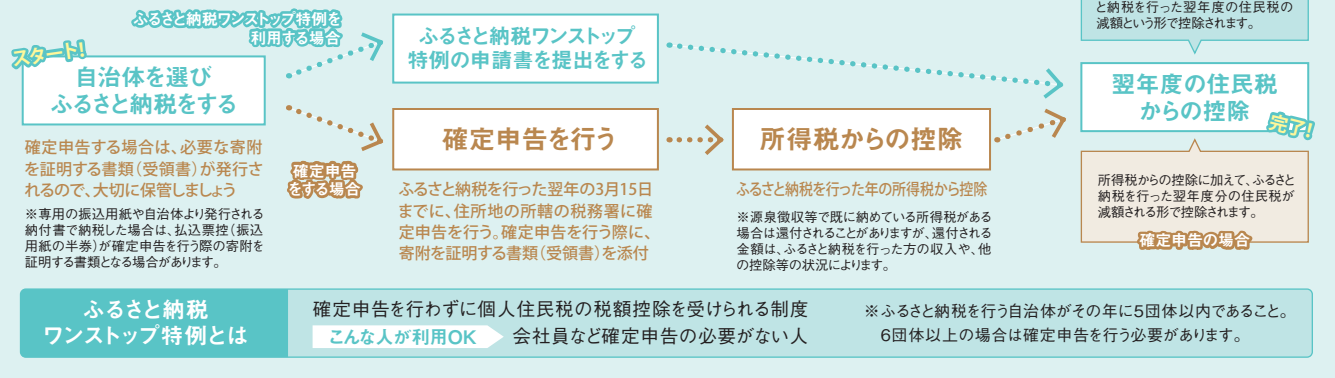


民税を一番高額納税している名義での申し込みを優先する、減税される寄附の上限額を知っておくことです。収入が多くても住宅ローン控除などで実際の納税額が少なくなっている場合は注意しましょう。

なお、会社員など確定申告の必要がない人は、「ワンストップ特例制度」を使えば確定申告の手間が省けます。その場合は、手続きをするときに、ワンストップ特例を使うことを必ず伝え、送られて来る申請書を自治体に返送してください。また、この特例を使う場合は、5自治体までの寄附に限られるので、その点も注意が必要です。

ふるさと納税による所得税・住民税控除の流れ

※具体的な納税の申込方法や納付方法については、各自治体によって異なります。納税を行う自治体のホームページ等でご確認、または直接各自治体にご確認ください。



小野みゆき先生

レディゴ社会保険労務士・FP事務所

〒520-0844 大津市国分一丁目43番2号 TEL&FAX.077-533-1786

携帯.090-3926-0750 E-mail:redhigosrpf@gmail.com

●プロフィール掲載中!

小野みゆき

FP Cafe

検索

個別相談随時受付!

家計全般・年金などの個別相談およびお金に関する講演も承っております。お気軽にご相談下さい。
(詳細は当事務所まで)

住宅を購入する際の悩みや不安を大募集

住宅を購入する際の「お金に関する疑問」にお答え致します。掲載は匿名にさせていただきますので、お気軽にご応募下さい。

【送り先はこちら】 info@shigasuma.jp

件名に「ShigaSumaお悩み相談」と明記していただき、本文に相談内容と住所・氏名・年齢・家族構成を記載のうえ、メールをお送り下さい。